

## 別紙 2

### 補 論 1

3. 会社法によって課せられた監査役会への新たな課題(1)グループ会社の機関設計を検討した際の補足として機関設計可能なスキーム毎の留意点を纏めたものである。

#### グループ会社各社の機関設計

周知の通り会社法では柔軟な会社の機関設計の構築が可能となった。すなわち、すべての株式会社に必要とされる会社機関は株主総会と取締役のみであり、その他の機関等(取締役会、監査役(会)、会計参与、会計監査人)は必置の機関等とはされていない。そこで、各社においては、グループ各社の機関設計をどの様に行うかの検討が必要となる。本年総会にて既に所要の手続きを行った会社もあろうし、来年度以降に向けて検討を継続する会社もあろう。

以下では各機関設計のスキームについて留意点を提示し参考に供したい。

機関設計のスキームは、別紙3の通り43通りある。以下では便宜上、公開・中小会社、株式譲渡制限・大会社、株式譲渡制限・中小会社の大きく3分類を対象とした(委員会設置会社は対象外としている)。

##### 公開・中小会社の選択可能なスキームと留意点

選択可能なスキームは8通りである(別紙3参照)。取締役会が必置であり、監査役および監査役会並びに会計監査人の設置を選択することが可能となる。旧商法および旧商法特例法と異なり監査役会、会計監査人および会計参与の設置が可能となる。

##### 株式譲渡制限・大会社の選択可能なスキームと留意点

選択可能なスキームは6通りである(別紙3参照)。取締役会および監査役会並びに会計参与の設置は任意であるが、会計監査人の設置は必要である。旧商法および旧商法特例法と異なる点は、取締役会および監査役会の設置が任意に選択できる点である。

スキームの選択上問題点として考えられるのは、例えば、当該分類の子会社において監査役会の設置を行うか否かである。その子会社の規模、組織および企業集団全体としての監査体制にもよるが、一般的には監査役会を設置しないことは、監査体制の後退を意味することが普通であり、このような選択を検討するならば代替的な監査体制の補完がなされているかどうかの検討が必要である。

\* 取締役会非設置会社の留意点につき下記\*参照

##### 株式譲渡制限・中小会社の選択可能なスキームと留意点

選択可能なスキームは19通りである(別紙3参照)。取締役会設置の選択、監査役および監査役会設置の選択、会計監査人および会計参与設置の選択が可能である。また、監査役について、その監査権限を会計監査に限定することも可能である。

\*取締役会非設置会社の留意点につき下記\*参照

\*取締役会を設置しない場合の留意点

株主総会招集手続きの簡素化等

- ・招集通知発送期限の短縮。招集通知の方式、総会目的事項の記載および定時総会における添付書類の簡素化(299条、437条、444条)
- ・議題議案提案権行使における保有期間の規制排除(303条、305条)

業務執行の決定等

- ・取締役1名の場合は、その取締役が業務を執行する(348条)
- ・取締役が2名以上の場合、業務に関する決定は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数により行われる(348条)
- ・株主総会決議により別段の定めを行うか定款の定めによる互選を行わなければ、各取締役が会社を代表する権限をもつ(349条)

株主総会決議事項例

- ・会社法に規定する事項および株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項(295条)
- ・競業取引、利益相反取引の承認(356条)
- ・取締役に対する訴え等における会社代表の決定(353条、364条)
  - ・自己株式の取得および取得条項付株式並びに取得条項付新株予約権に関する事項(163条、168条、169条、273条、274条)
- ・計算書類の承認、剰余金の配当(439条、454条)
- ・譲渡制限株式の譲渡の承認(139条)

## 補 論 2

5. 監査役会の運営(2) 監査役会の情報入手検討の補足として、米国 SOX 法の適用を受ける国内会社の監査役会としてはどのような特徴があるかについて検討したものである。

### SOX法適用会社における監査役会の主な特徴

SOX 法 404 条に基づく財務報告に係る内部統制構築の考え方と要請される手続き等

(1) COSO の 4 つの要素(統制環境・リスク評価・情報と伝達・モニタリング)

からなる内部統制目標は、経営者から独立した十分な知識と経験を持った監査役が経営者の活動に対する監視活動を十分に発揮できるとされる。その為に、

イ. 監査役会は経営陣から独立している事。監査役には十分な知識と経験がある事。監査役会は財務報告プロセスの合理性、内部統制システム、重要な問題点等を議論するために内部監査人および外部監査人と頻繁に会合を行う事。

また経営者の目的と経営戦略、事業体の財政状態と経営成績ならびに重要な契約条件を監視する上で必要な情報が充分かつ適時に監査役会のメンバーに供される事。

ロ. 監査役会には SOX 法 407 条で要求される財務専門家が存在する事。財務諸表、会計原則に対する理解ができている事、見積・未払費用・引当金の会計に関連する原則の一般的適用に対する評価能力がある事、財務諸表を作成・監査・分析・評価した経験、あるいはこれらの作業に従事する者を最低 1 人は積極的に監督した経験がある事、財務報告に関する内部統制・手続の理解ができる事、監査委員会(日本では監査役会)の機能に対する理解ができている事。

が要求される。

(2) SOX 法 301 条により監査役会は次の手続きをしなければならない。

会計・内部会計統制あるいは監査事項に関し企業に提供される苦情の受理・保存・処理。

疑わしい会計あるいは監査事項に関する懸念についての従業員等からの内密匿名による内部告発の受理・保存・処理。

(3) 監査役会による内部統制に関する監査証明書等の提出は義務付けられていない。

以上

別紙 3

別紙 2 補論 1 グループ会社各社の機関設計を検討する際の補足として可能な機関設計スキームを一覧にしたものである。

会社機関構成一覧

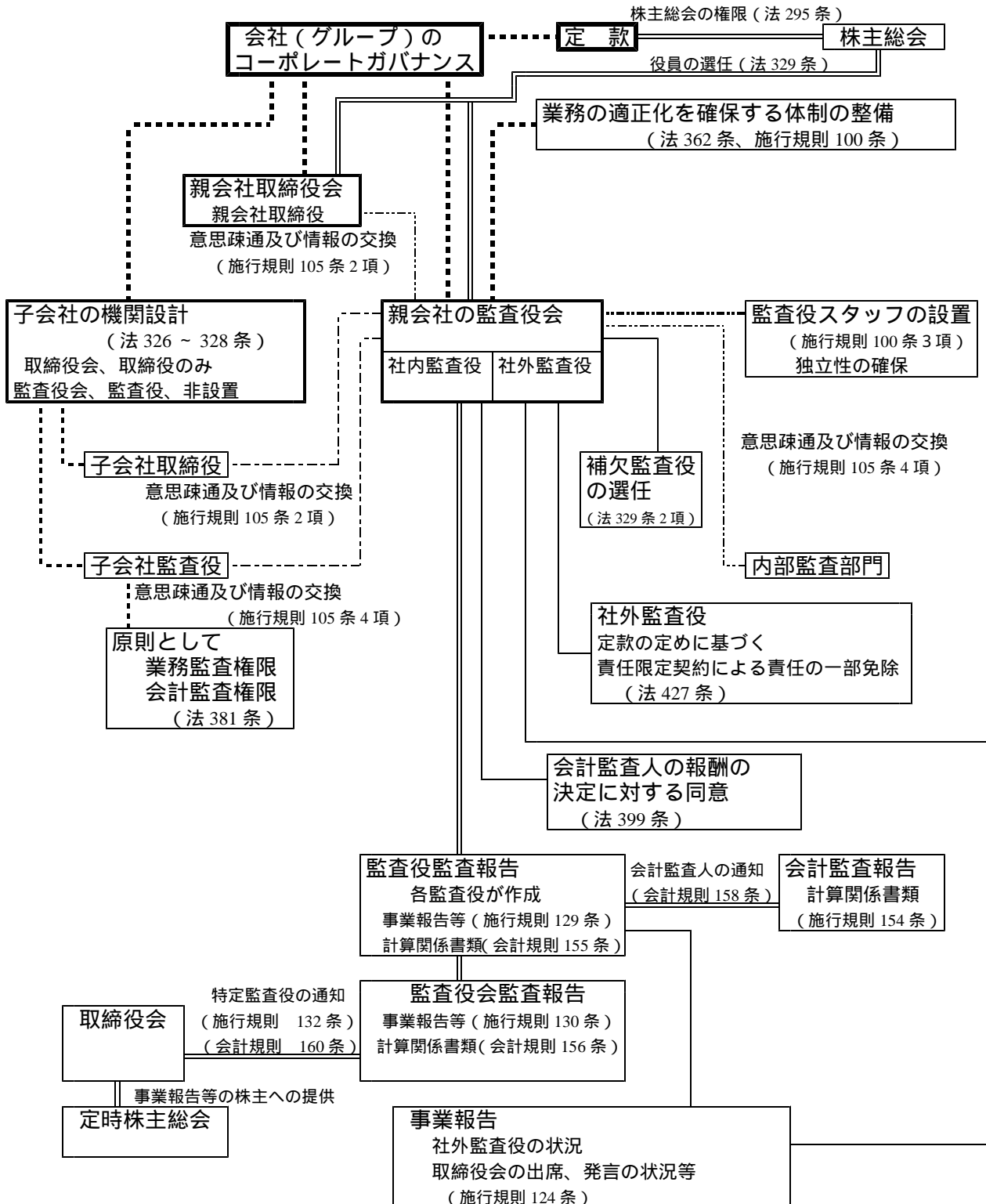
公開・大会社					
1		取締役会	監査役会	会計監査人	
2		取締役会	監査役会	会計監査人	会計参与
3		取締役会	三委員会	会計監査人	
4		取締役会	三委員会	会計監査人	会計参与
株式譲渡制限(非公開)・大会社					
5	取締役		監査役	会計監査人	
6	取締役		監査役	会計監査人	会計参与
7		取締役会	監査役	会計監査人	
8		取締役会	監査役	会計監査人	会計参与
9		取締役会	監査役会	会計監査人	
10		取締役会	監査役会	会計監査人	会計参与
11		取締役会	三委員会	会計監査人	
12		取締役会	三委員会	会計監査人	会計参与
公開・中小会社					
13		取締役会	監査役		
14		取締役会	監査役		会計参与
15		取締役会	監査役	会計監査人	
16		取締役会	監査役	会計監査人	会計参与
17		取締役会	監査役会		
18		取締役会	監査役会		会計参与
19		取締役会	監査役会	会計監査人	
20		取締役会	監査役会	会計監査人	会計参与
21		取締役会	三委員会	会計監査人	
22		取締役会	三委員会	会計監査人	会計参与
株式譲渡制限(非公開)・中小会社					
23	取締役				
24	取締役				会計参与
25	取締役		監査役(会計限定)		
26	取締役		監査役		
27	取締役		監査役(会計限定)		会計参与
28	取締役		監査役		会計参与
29	取締役		監査役	会計監査人	
30	取締役		監査役	会計監査人	会計参与
31		取締役会			会計参与
32		取締役会	監査役(会計限定)		
33		取締役会	監査役		
34		取締役会	監査役(会計限定)		会計参与
35		取締役会	監査役		会計参与
36		取締役会	監査役	会計監査人	
37		取締役会	監査役	会計監査人	会計参与
38		取締役会	監査役会		
39		取締役会	監査役会		会計参与
40		取締役会	監査役会	会計監査人	
41		取締役会	監査役会	会計監査人	会計参与
42		取締役会	三委員会	会計監査人	
43		取締役会	三委員会	会計監査人	会計参与

\* 西山芳喜教授 株式会社「監査役・監査役会」研修会レジュメ(05年11月14日)を基に作成

別紙 4

3. 会社法によって課せられた監査役会への新たな課題(4) 企業集団の内部統制システムの監査を検討の補足として親会社の監査役会を中心とした企業集団としての監査役業務の関連性をイメージ化したものである。

会社法における監査役業務の相関



別紙 5

5. 監査役会の運営(1) 監査方針・計画の策定の中で触れている「各監査役の役割分担を明確に定める」の具体例として検討を行ったものである。

## 第 期 の 各 監 査 役 の 職 務 分 担

平成 年 月 日

各監査役の職務を第 期監査計画書に基づき下記の通り分担する。

全 体 的 分 担	日常の監査 ・重要な会議への出席 ・書類の閲覧 ・事業所の往査 ・関係会社の調査 等により 幅広い情報の収集にあたり、監査役会等において結果を報告し、情報の共有に務め、監査意見を述べる。また、常勤監査役間で専門分野を中心に個々の監査項目を協議して、監査を実施する	常勤監査役
	取締役会（常務会・執行役員会）および監査役会等に出席し、書類等の閲覧をした上で常勤監査役の監査情報を聴取することにより、状況の把握に務め、大所高所から判断して監査意見を述べる	非常勤監査役 (社外監査役)
個 別 的 分 担	1. 監査役会への出席 ・ 監査方針、監査計画、監査費用の協議、策定 ・ 各監査役の監査状況の報告と協議 ・ 会計監査人または取締役からの報告聴取 ・ 監査役の権限行使に関する協議 ・ 常勤の選定、報酬に関する協議	全監査役
	2. 取締役会・常務会への出席（定例月一回および臨時開催） ・ 取締役の職務執行状況の把握および経営状況の把握	全監査役
	3. 執行役員会への出席（定例月に開催） ・ 執行役員の職務執行状況の把握および経営状況の把握	全監査役
	4. 期中の監査 ・ 会計監査人との連携 1) 会計監査人の監査の方針および実施計画を聴取 (必要に応じ社外監査役も参画) 2) 必要に応じ監査に立会い、経過および結果の報告・説明を受け、財産および内部統制の状況を把握 3) 必要に応じ監査役も財産の状況を調査し経理担当者の説明を求める  ・ 内部監査担当との連携 1) 内部監査担当監査方針および実施計画を聴取 2) 経過、結果の報告、説明を受け、財産、内部統制の状況を把握  ・ 重要な会議への出席 ・ 常務会議                      ・ 経営会議 ・ 四半期業績確認会議（全監査役） ・ 販売統括会議              ・ 年次予算進行状況確認会議 ・ 企業倫理委員会          ・ 企業倫理実践委員会	常勤監査役

・品質保証委員会 ・情報開示委員会  
 ・リスクマネジメント委員会 ・環境委員会 ・海外駐在員会議 等

個 別 的 分 担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議議事録、その他の書類の閲覧 取締役会議事録、各部門重要会議議事録、稟議書、重要な契約書等</li> <li>・ 取締役等から報告聴取 直接的 取締役会、最高経営会議等に参加し、また取締役および従業員から随時報告を聴取 間接的 重要会議の議事録および各部署で定期的に作成される重要書類、レポート等の閲覧</li> <li>・ 本社、主要な事業所、関係会社の往査 1) 監査役単独による往査 2) 会計監査人の監査の方針と計画に基づく監査への立会い 3) 関係会社監査役より中間、期末監査意見聴取、意見交換</li> <li>・ 取締役の競業取引等の監査 1) 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、無償の利益供与 2) 子会社または株主との通例的でない取引、自己株式の取得・処分 等</li> <li>・ 監査記録、監査調書等の作成、ファイル、保管</li> </ul>	常勤監査役
	<p>5. 期末の監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棚卸、債権債務残高の確認および立会い（中間監査含む）</li> <li>・ 会計監査人から意見聴取、意見交換</li> <li>・ 会計監査人の相当性の判断</li> <li>・ 計算関係書類等の監査、監査役会へ監査報告</li> <li>・ 監査役会に参加、監査報告書および業務監査報告書の作成</li> <li>・ 株主総会提出議案および書類の調査</li> <li>・ 決算取締役会に参加、意見表明</li> </ul>	常勤監査役 全監査役 全監査役 各監査役 全監査役 各監査役 全監査役
	<p>6. 株主総会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主総会に参加</li> <li>・ 株主総会で監査報告等に意見があるとき意見表明</li> <li>・ 株主総会での質問に対する説明</li> </ul>	全監査役 各監査役 代表監査役（必要に応じ 各監査役）
	<p>7. その他必要に応じて職務分担協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主代表訴訟等の対応</li> <li>・ 後発事象</li> <li>・ その他</li> </ul>	全監査役

以上

## 研究会検討メンバー一覧

(株)ワコールホールディングス	吉江 武司 (幹事)
阪神電気鉄道(株)	杉浦 克典 (幹事)
パナホーム(株)	元橋 弘文 (幹事) <平成18年1月まで>
大阪ガス(株)	堀田 真司 <平成18年 1月まで>
大阪ガス(株)	中村 隆一 <平成18年 2月から>
(株)クボタ	石原 義隆
広栄化学工業(株)	安井 次男 <平成17年11月から>
ダイキン工業(株)	濱田 義行 <平成18年 6月から>
中国電力(株)	大下 典男
東洋紡績(株)	馬場 健司 <平成17年12月から>
東リ(株)	河野 満 <平成17年11月から>
日清食品(株)	北村 恵司 <平成18年 2月まで>
日清食品(株)	鷹崎 幸一 <平成18年 4月から>
日東電工(株)	岡田 謙二 <平成17年11月まで>
(株)阪急百貨店	前田 豊彦 <平成17年11月から>
(社)日本監査役協会	西 功 (事務局)
(社)日本監査役協会	八木 達弥 (事務局)

(順不同・敬称略)